

1. 件 名：女川原子力発電所の核物質防護措置による原子力安全への影響評価の説明について
2. 日 時：令和3年2月8日 17時00分～17時15分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 担当官2名

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 担当者1名

原子力本部 原子力部 担当者4名※

5. 要 旨

- (1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所の核物質防護規定の変更における原子力安全に及ぼす影響について、資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し原子力規制庁は、当該核物質防護規定の変更に伴う原子力安全への影響について、設置許可との整合性の観点から整理し、新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）において、説明するよう求めた。
- (3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川原子力発電所核物質防護規定の変更に伴うセーフティへの影響評価について

以上